

東入間警察署ニュース

特定小型原動機付自転車 (電動キックボード等)

主な交通ルール

①車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません(※自転車道通行可)。
また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

②右折の方法

どのような交差点でも、いわゆる二段階右折をしなければなりません。
また、後方確認とウインカーでの合図が必要です。

③信号・標識に従う義務

信号機や一時停止等の道路標識に従わなければなりません。

④その他のルール

16歳未満の者の運転の禁止。
飲酒運転の禁止。
スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止。
二人乗りの禁止。
自賠責保険(共済)への加入義務。
乗車用ヘルメットの着用(努力義務)。

**違反行為者には罰則が
科せられます!**



保安基準

- ・スピードリミッター
- ・ヘッドライト
- ・ウインカー
- ・バッテリーの安全性
- ・最高速度表示灯(緑色)
- ・テールランプ、ブレーキランプ
- ・クラクション
- ・ブレーキ
- ・後部反射器
- ・走行安定性

交通反則通告制度

放置違反金制度

特定小型原動機付自転車運転者

講習制度の対象となります。

